

## ガイドライン制定について

### 東近江市公有財産への再生可能エネルギー発電設備の設置に係るガイドライン

(平成 24 年 6 月 25 日制定)

《抜粋》

(根拠)

1. 東近江市行政財産使用料条例（平成 17 年 2 月 11 日条例 70 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定に基づき、最大出力 50 k W 未満の発電設備を設置する場合、建物の屋根面等の使用を許可する。
2. 東近江市公有財産事務取扱規則（平成 17 年 2 月 11 日規則第 58 号。以下「規則」という。）第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、行政財産のうち敷地に余裕がある場合、その余裕部分を貸付けるものとする。
3. 同規則第 32 条から第 40 条の規定に基づき、普通財産のうち建物の一部又は土地を貸付けるものとする。ただし、土地形状、地理的条件、その他の事由により売却等が困難と認められる普通財産に限る。

(対象者)

4. 対象者は、市内に事務所を有する地域団体、非営利の法人組織及び特別認可法人とする。ただし、資金調達において金融商品取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）等の関係法令を順守し、かつ、発電して得られる収益の取扱いが次のいずれかに該当する場合に限る。
  - (1) 主たる目的が、市又は発電設備を設置する施設へ寄附する場合
  - (2) 市内での地域活動又は非営利な活動に充てる場合
  - (3) 出資者に市内経済団体が発行する地域商品券で配当する場合

### 東近江市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

東近江市行政財産使用料条例（平成 17 年東近江市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表項目 3 に次の 1 号を加える。

- (3) 前号の規定にかかわらず、建物の屋根面等に最大出力 50 k W 未満の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合については、年間発電量（設備容量に 1, 000 k W h を乗じて得た数とする。）に 1 k W h 当たりの買取価格を乗じて得た額に、100 分の 3 以内の率を乗じて得た額



ひがしおうみ市民共同発電所 1 号機  
(八日市やさい村)

《参考》ひがしおうみ市民共同発電所

- 屋根を持たない市民の受け皿
- 出資者に対して地域商品券で配当
- 小規模小人数でモデル事業として実施
- 民間施設の屋根面を利用

【問合せ先】

東近江市産業振興部商工労政課  
新エネルギー政策室 担当：野澤・植田  
NTT 0748-24-5570  
IP 0505-802-9950